

会津美里町合併20周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津美里町(以下「町」という。)の合併20周年を記念し、その名称に記念事業である旨を冠として付したものの(以下「冠事業」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までの期間に、町合併20周年を記念して実施される事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内外で実施され、町合併20周年を盛り上げ、会津美里町の魅力を町内外に広く情報発信できる事業
- (2) 町、町の行政委員会、町内に設置された学校、町が出資する法人、町内に活動拠点を置き町の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体、町内に事業所を有する法人若しくは人格なき社団又は町内に住所を有する者が実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する事業は、本事業の対象とならない。

- (1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とする事業
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 行政の運営に支障を来す事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事業

(事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会津美里町合併20周年記念
- (2) 会津美里町合併20周年記念事業
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特に認めたもの

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、会津美里町合併20周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町、町の行政委員会、町内に設置された学校又は町が出資する法人等が実施する事業であって、あらかじめ町長が認めた事業については、申請

を省略することができる。

(事業の承認等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を精査し、冠事業として承認するときは、会津美里町合併20周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、次に掲げる特典を付与するものとする。

(1) 事業の名称に冠を付することの許可

(2) 事業実施における会津美里町の後援名義等の使用の承認

(事業の変更等)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業内容等の変更又は事業の中止をする場合は、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条各号のいずれにも該当しないことが判明した場合は、町長は承認を取消すものとする。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、町は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に会津美里町合併20周年記念冠事業実績報告書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任及び費用負担において解決するものとし、町は、損害賠償、損失補償及びその他法律上の責任を一切負わないものとする。

(冠事業の取扱いに関する事務)

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(会津美里町後援名義等の使用承認基準の特例)

3 第5条第2項第2号に規定する承認については、会津美里町後援名義等の使用承認に関する要綱(平成27年会津美里町告示第50号)の規定に基づく承認とみなす。ただし、その際に使用する冠名は第3条各号のとおりとする。